公共施設の管理に関する協議書

記入例

年　　月　　日

管理者　住所　埼玉県北本市本町1丁目111番地

氏名　北本市長　　　　　　　　　　印

申請者　住所　○○市○○○丁目○○番地

氏名　○○○○○○　　　　　　　　㊞

申請者○○○○○○と管理者北本市は、都市計画法に基づく開発行為又は開発行為の工事により設置される公共施設の管理に関し、同法第３２条の規定により、下記のとおり協議しました。

記

１　新たに設置される公共施設について

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 |  | 概要 | | | 管理者 | 土地の帰属 | 摘要 |
| 詳細 | 幅員･寸法 | 延長 | 面積･箇所 |
| 開発道路 |  | 5.00ｍ | 158.11ｍ | 789.26㎡ | 北本市 | 北本市 | 道路構造物一式含む |
| 下水道 | 本管 | φ200㎜ | 113.09ｍ |  | 北本市 | － |  |
|  | 1号人孔 | φ900mm |  | 3箇所 | 北本市 | － |  |
|  | 取付管 | φ150㎜ |  | 21箇所 | 北本市 | － |  |
| 公園 |  |  |  | 200.58㎡ | 北本市 | 北本市 |  |
| ごみ集積所 |  |  |  | 8.01㎡ | 北本市 | 北本市 |  |
| 防火水槽 |  | 20㎥ |  | 1基 | 北本市 | 北本市 |  |

既存の道路を含む場合、構造物等を変更する場合に記入してください。

２　既存の公共施設について

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 |  | 概要 | | | 管理者 | 摘要 |
| 詳細 | 幅員･寸法 | 延長 | 面積･箇所 |
| 市道○○号線 | BOX暗渠 | 400mm×250mm | 9.24ｍ |  | 北本市 | U型側溝敷設替え |
|  | 雨水集水桝 | □500mm |  | 2箇所 | 北本市 |  |
|  | 道路側溝 | 300mm×300mm | 20.00ｍ |  | 北本市 | L型側溝敷設替え |
| 下水道 | 本管 | φ200㎜ | 15.15ｍ |  | 北本市 | 既存管の延長 |
|  | 取付管 | φ150㎜ |  | 1箇所 | 北本市 | 既存管を使用 |
|  |  |  |  |  |  |  |

３　設計方法及び施工方法について

⑴　道路構造については道路構造令による設計とし、道路はアスファルト舗装とする。

⑵　開発区域内の排水の放流先は、公共下水道とする。

⑶　公共施設の工事に関し、管理者である北本市は、必要がある場合は、その工事がこの協議書で定めるとおり行われているか否かについて確認することができるものとし、申請者においてもこの確認を求めることができるものとする。

⑷　給水については、桶川北本水道企業団の条例による手続をすること。

⑸　都市計画法第３８条の規定に基づいて開発行為に関する工事を廃止した場合、公共施設の復元は申請者が責任を持って行うこと。

４　公共施設の引渡し及び土地の帰属について

⑴　申請者が管理者に対してする公共施設の引渡しは、市が行う工事検査に合格した後に行うものとする。

⑵　所有権移転の登記は嘱託登記とし、嘱託書の調整は管理者において行い、その他の事務は申請者において行うものとする。

５　公共施設の管理について

公共施設に故障があった場合の補修について、公共施設引渡し後１年間は申請者が行うものとする。

以上

公共施設の管理に関する協議書

年　　月　　日

管理者　住所　埼玉県北本市本町1丁目111番地

氏名　北本市長　三　宮　幸　雄　　印

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

申請者　　　　　　　　　　と管理者北本市は、都市計画法に基づく開発行為又は開発行為の工事により設置される公共施設の管理に関し、同法第３２条の規定により、下記のとおり協議しました。

記

１　新たに設置される公共施設について

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 |  | 概要 | | | 管理者 | 土地の帰属 | 摘要 |
| 詳細 | 幅員･寸法 | 延長 | 面積･箇所 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

２　既存の公共施設について

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 |  | 概要 | | | 管理者 | 摘要 |
| 詳細 | 幅員･寸法 | 延長 | 面積･箇所 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

３　設計方法及び施工方法について

⑴　道路構造については道路構造令による設計とし、道路はアスファルト舗装とする。

⑵　開発区域内の排水の放流先は、　　　　　　　　　　とする。

⑶　公共施設の工事に関し、管理者である北本市は、必要がある場合は、その工事がこの協議書で定めるとおり行われているか否かについて確認することができるものとし、申請者においてもこの確認を求めることができるものとする。

⑷　給水については、桶川北本水道企業団の条例による手続をすること。

⑸　都市計画法第３８条の規定に基づいて開発行為に関する工事を廃止した場合、公共施設の復元は申請者が責任を持って行うこと。

４　公共施設の引渡し及び土地の帰属について

⑴　申請者が管理者に対してする公共施設の引渡しは、市が行う工事検査に合格した後に行うものとする。

⑵　所有権移転の登記は嘱託登記とし、嘱託書の調整は管理者において行い、その他の事務は申請者において行うものとする。

５　公共施設の管理について

公共施設に故障があった場合の補修について、公共施設引渡し後１年間は申請者が行うものとする。

以上